

## 平成17年度京都府食品衛生監視指導計画（素案）についての意見

小峰 耕二（京都府生活協同組合連合会 専務理事）  
連絡先：京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F  
電話：075-251-1551

### 【1】全体をとおして・その1

今回公表されているものが「案」ではなくて、「素案」と題されているからでもあるのでしょうか、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画（案）」とあまり変わらない内容となっているように思います。昨年、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画（案）」が提示され、これがパブリックコメントに付され、府民意見を反映して、（案）のとれた「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」としてまとめられたわけですから、今年度については、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画（案）」をベースにおいて「平成17年度素案」を提示するのではなく、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」をベースにおいて、「平成17年度案」を提示していただきたかったところでは。そうでなければ、また昨年次と同様の意見を提出しなければならないことにもなります。

これでは前進のないこととなりますので、昨年次に（案）のとれた「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」に添付された以下のものの、「平成17年度版」もあきらかにし、公表してください。

- ①食品供給行程の各段階における監視指導・点検一覧
- ②重点監視指導事項
- ③食品収去検査計画

### 【2】全体をとおして・その2

2003年8月29日付け・厚生労働省告示第301号は「都道府県等は、全国的な食品等の生産、製造、流通等の状況、法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況に加え、当該都道府県の区域におけるこれらの状況を分析および評価し、監視指導計画を策定するとしています。同告示では監視指導計画の「年度ごとの実施状況の概要については翌年度の6月までに公表する」としていますが、多くの都府県では年度途中にも法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況を随時公表しており、こうした状況の分析・評価のうえに立って、次年度の「計画案」が策定されています。つまり、できるだけ迅速なかたちで「P-D-C-A」のマネジメント・サイクルを回し、計画のより機動的な実践・改善につなげるという姿勢が見てとれます。本府の場合、平成15年度の収去検査結果については公表されていますが、「平成16年度計画」の直近の実施状況については、6月末までの食中毒発生状況以外にうかがえないため、全体としてどのような問題発生状況の分析・評価をおこない、「平成17年計画素案」の重点課題を設定しているのか、その的確性や迅速対応性について意見が出しにくい状況となっています。

- ①本府における、直近の法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況をあきらかにしてください。
- ②そのうえで、どのような分析・評価をおこなって、平成17年度計画素案にどのような重点課題を設定したのかをあきらかにしてください。

### 〔3〕計画の実施方法について

食品安全基本法第4条は「農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このための措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行わなければならない」と定めています。つまり、生産から消費にいたる。食品供給行程（フードチェーン）全体を射程においた、監視指導を行なうことが重要であり、この点が食品安全基本法制定および食品衛生法改定のポイントのひとつであると考えます。この場合、行政施策の推進にあたって、関係部局間の連携確保の課題が重要になってくることはいうまでもありません。昨年、本府において高病原性鳥インフルエンザの発生が見られ、大きな社会問題となったことは周知のとおりですが、昨年次、当会会長（当時）の吉田智道名で2月27日の時点で、関係部局間の連携確保の課題および国や都道府県との連携の重要性について指摘し、「平成16年食品衛生監視指導計画案」への追加要望をおこないました。

- ①「食の安全・安心」の推進にあたって、厚生労働省告示にもとづき、農林水産部局等他部局との連携確保の方法・体制について、「平成17年度京都府食品衛生監視指導計画」のなかに具体的なかたちで明記してください。
- ②高病原性鳥インフルエンザの発生を「事例」とした場合の、「関係者の連携体制図」を添付してください。
- ③「食品供給行程の各段階における監視指導・点検一覧」のなかに、とくに養鶏場の衛生管理について、農林水産部との連携確保の具体的な内容を明示してください。

### 〔4〕収去検査について

(1) 先にのべた厚生労働省告示は、食品等の収去検査の実施計画をさだめ、監視指導計画に記載するにあたって、「食肉等、乳及び乳製品、食鳥卵、水産食品、野菜等の食品群ごとに、食品群等ごとの当該地域及び全国的な法違反状況、問題発生状況を分析及び評価」することとしています。

- ①これらの食品群等ごとの、本府における直近の法違反状況及び問題発生状況をあきらかにしてください。
- ②そのうえで、どのような分析・評価をおこなって、平成17年度収去検査計画案にどのような重点課題を設定したのかをあきらかにしてください。

(2) 昨年次、当会会長（当時）の吉田智道が食品等の検査に追加要望を出したところ、「京都府食品衛生監視指導計画（案）に対する意見要旨とこれに対する府の考え方」で「環境ホルモンや冷凍野菜の残留検査は既に実施しています」「繊維製品のホルムアルデヒドについても検査を例年実施しています」とのべられていました。しかし、環境ホルモンや冷凍野菜の残留検査、繊維製品のホルムアルデヒドの検査を実施ないし計画していることが、（案）の段階の「平成16年度食品検査計画」に記載されていないから、当会として要望を出したわけであり、すでに実

施ないし計画しているのであれば、そのことを明示しておいてしかるべきであると思います。このようなことでは、具体的な意見は出せないことになってしまいます。そしてまた、「府の考え方」で上記のことをのべられているものの、(案)のとれた「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画」中の「食品等の検査計画」には、環境ホルモンにかんする検査や冷凍野菜の残留農薬にかんする検査、繊維製品の検査についての記載はありませんでした。このこともあわせて指摘をしておきたいと思います。

- ①昨年次、当会会長（当時）の吉田智道が以下の検査項目・品目について追加要望を出していません。扱いについて、明確にしてください。すでに実施ないし計画しているのであれば、そのことが明確になるようにしてください。

- (ア)ダイオキシン……牛乳・魚
- (イ)カドミウム……米
- (ウ)環境ホルモン（内分泌攪乱物質）
- (エ)残留農薬……冷凍野菜・輸入米
- (オ)ブドウ球菌毒素……脱脂粉乳
- (カ)ホルムアルデヒド……繊維製品

- ②食品等の収去検査計画には、具体的な検査項目（残留農薬検査であれば、その検査農薬原体名。食品添加物であれば、添加物名）・対象・実施期間・検体数・実施方法などを明記してください。

- (3) 厚生労働省告示第301号は、収去検査の実施計画については、「保健所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の検体採取機関ごとの年間の収去予定数及び保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所、登録検査機関等の試験検査実施機関ごとに年間の試験検査実施予定数を定める」としています。

- ①収去検査の実施計画には、以上を反映したものとして策定してください。

## 【5】食品表示の監視指導について

消費者にとって、「表示」は商品を購入するにあたって、もっとも重要な情報です。昨年次、当会会長（当時）の吉田智道は、この間、表示にかかわる偽装事件が多発しており、監視指導の強化がもとめられる課題であり、また食品表示にかかわる監視指導にかんしては関係する制度が複数存在しているところから、関係する行政機関での連絡・連携の重要性について指摘をおこないました。しかし、とくに本府においては、昨年、マスコミを騒がせる事件があいつぎました。今年度の「計画素案」に食品表示にかんする監視指導の強化の項があらたに付け加わっていることについて確認・評価するとともに、そのよりいっそうの強化が必要であると考えます。

- ①厚生労働省告示第301号では、「食品表示行政における連携を確保するため、表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施する」ことが、関係部局の連携確保の具体的な取り組み例としても提起されています。調査や立ち入り検査の結果状況について公表してください。
- ②また収去検査時にあたっては、厚生労働省告示で「違反を発見した場合の対応が可能になるよう生産者、製造者及び加工者、輸入者等の関係者に係る情報を確認する」とのべられているように、履歴追跡が可能な情報等の確認が必要であり、このことを具体的なかたちで明記してく

ださい。

- ③食品表示にかんする監視指導の強化とあわせて、消費者への表示の見方等の学習機会をつくっていくことも重要と考えます。「リスクコミュニケーション」のひとつとしても位置づけ、計画のなかに反映してください。

## 〔6〕違反発見時の対応について

食品の安全性を確保する第一義的責任は事業者にあり、行政は食品等事業者にたいして、その責務が励行され、安全な食品が供給されているか否かを確認するため、監視指導の責務を負うという役割分担関係にあるわけですが、法令に抵触する出来事はあとを立ちません。法令への違反については、きびしく対処していただくことを望みます。

- ①違反者の名称等の公表にかんして、厚生労働省告示第301号は都道府県等の講じた措置の内容だけでなく、「違反の原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行う」とのべていますので、この記述を追加してください。

## 〔7〕情報及び意見の交換（リスクコミュニケーションの実施）について

2003年に改定された食品衛生法第64条第2項で、監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない」と定めており、厚生労働省告示第301号は「その案の段階において、趣旨および概要をできるだけわかりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る」としています。

- ①「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画案」にたいして意見を提出した府民は総数で5人と、きわめて少数にとどまったと聞いております。法令の趣旨にもとづいた取り組みが十分ではなかったからではないでしょうか。改正食衛法の重要なポイントのひとつに「リスクコミュニケーションの推進」があることはいまでもありませんので、このことのもつ意義について行政・事業者・消費者等の認識を深めていく取り組みを旺盛にすすめてください。
- ②昨年、当会会長（当時）の吉田智道が「広く、市民および食の安全・安心にかかわる関係者が直接、意見交換できるような『住民参加型の会議』を年に数回開催すること」「意見交換会の開催にあたっては、1カ所だけではなく複数カ所で、より多くの市民が参加できるように、日時の設定や事前の案内（少なくとも1カ月前）、会議運営などの面での配慮・工夫をすること」を要望していますが、「平成17年度京都府食品衛生監視指導計画」の策定にあたっては、このような機会をもっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ③この間、法令による命令または指導以外の場合において、健康への悪影響を未然に防止する視点等にもとづいて、事業者による自主的な食品等の回収がおこなわれており、全国紙の広告欄には毎日のように案内が出ています。地方公共団体においても、事業者による「自主回収」についての情報提供に力を入れ、これを制度化・条例化しているところもあります。については、本府においても、ホームページ「京の食・安心かわら版」に「自主回収情報」コーナーを設置し、事業者に活用いただく方法を採用されるならば、消費者にとってもその情報は役に立つことになると思われます。「素案」の「基本的方向と重点的取組」中にホームページ「京の食・安

心かわら版」等により「緊急情報の含めた情報等を提供」とあります。その具体化として、ぜひ「自主回収情報」コーナーを設置してください。

- ④またホームページ「京の食・安心かわら版」での「積極的に意見も募集」とありますが、この提案は大賛成であり、そのための仕組み・仕掛けとして、食の安心・安全をめぐって全府的な議論の交流ができる「府民フォーラム」コーナーを設置していただき、ホームページ管理人に上手なコーディネーターの役割をはたしていただければと思います。

以上